



1

令和2年1月15日 発行

第74巻 第1号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人

井上 文雄

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <http://www.olsa.or.jp>

西大寺観音院(岡山市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

目次

Jan. 2020

行政の動き

新年のご挨拶	3
時間外労働の上限規制について	4
従業員を介護で離職させないために	5
働き方改革推進セミナーのご案内	5
男性ももちろん育児休業を取得できます!	6

新年を迎えて	2
年末年始労働災害防止決起大会(倉敷)	7
年末年始労働災害防止推進大会(笠岡)	7
令和元年度労務管理講習会のご案内	8
伐木等の業務(大径木)特別教育修了者を対象とした補講	10
第25回産業医・労働衛生管理従事者交流会のご案内	11
安全衛生相談のご利用を!	11
中小企業無災害記録証が授与されました!	16

労働災害-災害事例・統計- 15

協会より

安全衛生12のポイント

新たな
時代に誓う
ゼロ災



1月

1月 前年12月1日~1月15日
年末年始無災害運動2月 2月1日~3月18日
サイバーセキュリティ月間

新年を迎えて

一般社団法人岡山県労働基準協会
会長 晝田 眞三



新年明けまして おめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新春を迎えられたことと謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は、会員及び、関係機関の皆様方には、当協会の事業運営に格別なご支援ご協力を頂き、おかげさまで事業活動も順調に行うことができましたことを御礼申し上げます。

さて、昨年、令和の新時代を迎えたところですが、時期を同じくして働き方改革関連法が順次施行されることとなりました。

働き方改革関連法は、日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくり、働く方々が、個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方を、自分で選択できるようにすることを目的としたものです。時間外労働の上限規制、年次有給休暇を取得させる義務などの対応に苦慮されている事業場の方もおられるかもしれませんが、法

の施行を機に働き方の見直しを進めていただければと思います。

働き方改革を行う上では、労働災害の危険をなくして安全安心な職場をつくることや、労働者の健康保持増進もますます重要となってきています。

当協会は、今年も岡山労働基準弘報や講習会等を通じて情報提供をさせていただきますとともに、講習・教育事業、健康診断事業、健康教育・保健指導事業、作業環境測定事業、労働保険事務組合事業、相談指導事業等を行うことで、事業場の働き方改革、労働災害防止、労働者の健康確保、快適な職場環境づくりに少しでもお役にたてるサービスの提供に努めてまいりますので、皆様方のご利用及びご活用をお願い申し上げます。

職員一同、「地域に調和し 地域の企業に貢献します」の理念のもと、更なる会員事業場と協会利用者の満足度の向上のため努力してまいりますので、引き続きのご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、新しい年が皆様方にとって良い年になりますよう祈念いたしまして年頭の挨拶とさせていただきます。

専務理事 井上 文雄	新見支部長 岡崎 平	和気支部長 斎藤 敬治	津山支部長 須江 英典	児島支部長 片山雄之助	玉野支部長 飯塚 岳史	倉敷支部長 松崎 一朗	岡山支部長 荒木 雷太	笠岡支部長 晝田 眞三
------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

一般社団法人
岡山県労働基準協会

謹賀
新年



新年のご挨拶

岡山労働局長
谷中善典



新年あけまして おめでとうございます。

旧年中は、一般社団法人岡山県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、岡山労働局の行政運営に当たり、格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、岡山県内の雇用情勢は、昨年10月時点の有効求人倍率が1.99倍と、依然として高水準を維持しております。

県内雇用情勢の着実な改善が進む中、介護・看護・保育といった福祉関係や建設業・運輸業など特定分野で続いていた人手不足は、全産業への広がりを見せております。

岡山労働局では、こうした人手不足の解消に向けて、企業の人材確保の支援、人材開発・人材育成の推進及び高齢者・障がい者・若者・女性等の就業支援に引き続き取り組んでまいります。

一方、昨年4月以降、順次施行されております働き方改革関連法は、本年4月からは、同一企業内における正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差を禁止する「同一労働・同一賃金」が大企業に施行され、時間外労働の罰則付き上限規制が中小企業にも適用されることとなります。

円滑な改正法の施行のため、相談窓口の充実や同一労働同一賃金を踏まえた就業規則の整備・届出、上限規制を踏まえた36協定の締結・届出などを支援することが重要となります。

また、令和3年4月には同一労働同一賃金の中小企業への適用が、令和5年4月には60時間を超える時間外労働の割増率引上げの中小企業への適用も控えており、引き続き、改正法の周知広報や各種支援策の実施も重要です。

加えて、国を挙げて働き方改革を推進する中、商取引において、大企業や親企業の長時間労働削減の取組により生じた短納期発注や急な仕様変更を、適

正なコスト負担なしに取引先企業に請け負わせる「しわ寄せ」の発生が報告されているところであり、中小事業者が働き方改革に取り組むに当たり、「しわ寄せ」を生じさせないために、あらゆる機会を通じて多くの事業者に啓発を図ることが必要です。

会員の皆様におかれましては、引き続き、働き方改革推進へのご協力をお願いいたします。

次に、労働災害の発生状況についてですが、近年は緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年、30年は、2年連続で大幅な増加となりました。

令和元年に入ってから、死亡災害、死傷災害とも前年に比べてやや減少したものの、労働災害の防止が重要な課題となっております。

近年の傾向としては、経験年数5年未満の労働者や高齢者（50歳以上）の労働災害が災害件数の約半数を占め、経験不足に起因する災害、高齢者の転倒災害などについて、実効ある安全衛生教育を継続的に実施すること、各管理者が組織の中で職務を的確に果たすこと、高齢者が働きやすい環境を整備することが、労働災害を減少させるポイントと考えられます。

このような状況の中、岡山労働局においては、現在「第13次労働災害防止推進計画（平成30年度から令和4年度）」に基づき、重点業種ごとの災害防止対策や転倒災害、高齢者対策等の全業種にわたる災害防止対策に取り組んでいるところであり、貴協会をはじめ、労働災害防止団体や業界団体等、関係者の皆様方との連携により、安全・安心な職場づくりにも努めてまいります。

一般社団法人岡山県労働基準協会の会員の皆様方におかれましては、これらの各種施策にご理解を賜りますとともに、引き続き、ご協力の程、お願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会並びに会員の皆様方の今後の益々のご発展とご健勝を心から祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

2020年4月1日から、中小企業にも時間外労働の上限規制 (原則として月45時間・年360時間)が適用されます！ 36協定の様式が変わりますのでご注意ください！

- ※1 2020年4月1日以降の期間を定めるもの。新様式(第9号又は第9号の2(特別条項付き))をお使いください。
- ※2 自動車運転の業務など、上限規制の適用を猶予・除外する事業・業務があります。

法律上は、時間外労働時間の上限がありませんでした(大臣告示)。



法律で時間外労働時間の上限を定め、これを超える時間外労働はできなくなります。

36協定の締結に当たって注意すべきポイント

Point 1 協定する期間は、「1日」「1か月」「1年」に限ります。

- 従来の36協定では、延長することができる期間は、「1日」「1日を超えて3か月以内の期間」「1年」とされていましたが、今回の改正で、「1か月」「1年」の時間外労働に上限が設けられたことから、協定する期間については「1日」「1か月」「1年」に限ることとなりました。

Point 2 協定期間の「起算日」を定める必要があります。

- 1年の上限について算定するために、協定期間の「起算日」を定める必要があります。

Point 3 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内であることを協定する必要があります。

- 36協定では「1日」「1か月」「1年」の時間外労働の上限時間を定めます。しかし、今回の法改正では、この上限時間内で労働させた場合であっても、実際の時間外労働と休日労働の合計が、月100時間以上または2～6か月平均80時間超となった場合には、法違反となります。
- このため、時間外労働と休日労働の合計を月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とすることを協定する必要があります。36協定届の新しい様式では、この点について労使で合意したことを確認するためのチェックボックスが設けられています。

◎臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、

- ・年720時間以内
- ・2～6か月平均80時間以内(休日労働を含む)
- ・月100時間未満(休日労働を含む)

を超えることはできません。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

本件に関するお問い合わせは

岡山労働局 労働基準部 監督課

TEL (086) 225-2015

従業員を介護で離職させないために

経験を積んだ企業の中核となる人材が仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。離職する従業員や心身ともにストレスを抱える従業員が増える前に、仕事と介護の両立支援の取組をはじめましょう。

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）

仕事と介護の両立支援の取組を行い、要件を満たした事業主に支給します。（A・Bともに1事業主1年度5人まで支給。）

A 介護休業（休業取得時・職場復帰時）

「介護支援プラン（*1）」を作成し、プランに基づいて介護休業の円滑な取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に支給します。

（*1）労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が作成するプランです。支給申請の手引きに記入例があります。

【支給額】*（ ）内の金額は、生産性要件を満たした場合の金額。

休業取得時:28.5万円（36万円）

職場復帰時:28.5万円（36万円）

B 介護両立支援制度

「介護支援プラン」を作成し、プランに基づいて介護のための柔軟な就労形態の制度（*2）を導入し、利用者が出た中小企業事業主に支給します。

（*2）①所定外労働の制限 ②時差出勤 ③深夜業の制限
④短時間勤務 ⑤介護のための在宅勤務 ⑥法を上回る介護休暇 ⑦介護のためのフレックスタイム ⑧介護サービス費用補助

【支給額】28.5万円（36万円）

介護休業等の取得支援を
介護支援プラン規定により
明文化・周知

対象労働者の介護
支援プランを作成

A.介護休業の取得・職場復帰
B.仕事と介護の両立支援制度の利用

*詳細は厚生労働省の
HPをご覧ください。

（両立支援等助成金 厚生労働省）検索

お問い合わせ先：岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL（086）224-7639

働き方改革推進セミナー

— 女性活躍推進！パワハラ防止対策！同一労働同一賃金！ —

令和2年1月22日（水） 13:30～16:00 おかやま未来ホール（定員 500名）

令和2年2月19日（水） 13:30～16:00 ピュアリティまきび（定員 200名）

第1部	「岡山働き方改革パイオニア企業」表彰式（1月22日のみ）
	「岡山働き方改革パイオニア企業」好事例発表
第2部	女性活躍推進、パワハラ防止対策など法改正の概要他説明（岡山労働局）

「岡山働き方改革パイオニア企業」とは

「働き方改革」を実践している企業の優れた取組事例を発信して、「働き方改革」の取組を広く普及させることを目的として、おかやま働き方改革会議が決定した企業です。

◎当日15:00～17:00 岡山働き方改革推進支援センターによる相談会を実施します。

働き方改革について、お聞きになりたいことをお答えします。

お気軽にお立ちよりください。専門家が御相談に応じます。

お問合せ
お申込み

★岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

★岡山労働局HPにセミナーの案内チラシを掲載しています。ご記入の上、郵送またはFAXでお申し込みください。（定員に達し次第、受付を締め切ります。）



男性ももちろん育児休業取得できます！

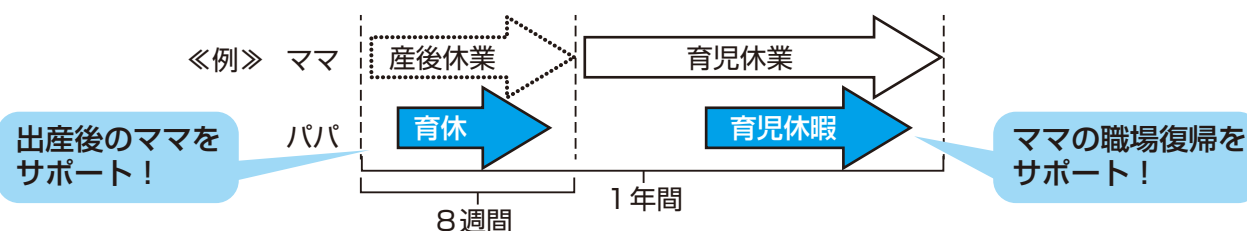
育児休業は性別を問わず取得することができます

育児・介護休業法では、男女問わず「原則、子が1歳（保育園等に入れないなどの場合は1歳6か月又は2歳）まで育児休業をすることができる」と定めています。一部有期契約労働者にかかる適用除外、労使協定による除外者を除いて、要件を満たした労働者（日雇い労働者を除く）からの育児休業の申出について、事業主は拒否することができません。

男性の育児休業にはこんな特徴があります

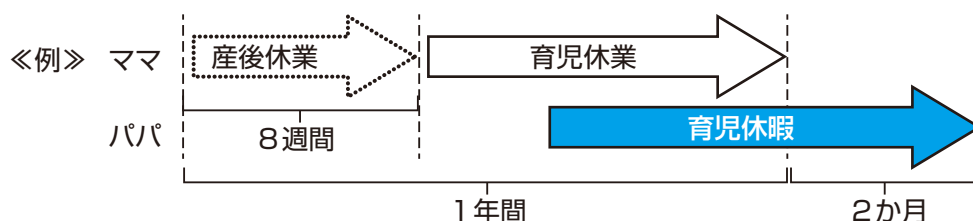
- 妻が専業主婦でも休業できます
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます（いわゆるパパ休暇）

男性の育児休業を促進する観点から、妻の出産後8週間以内に夫が育児休業を取得し、終了した場合は特例として再度の育児休業を取得できます。

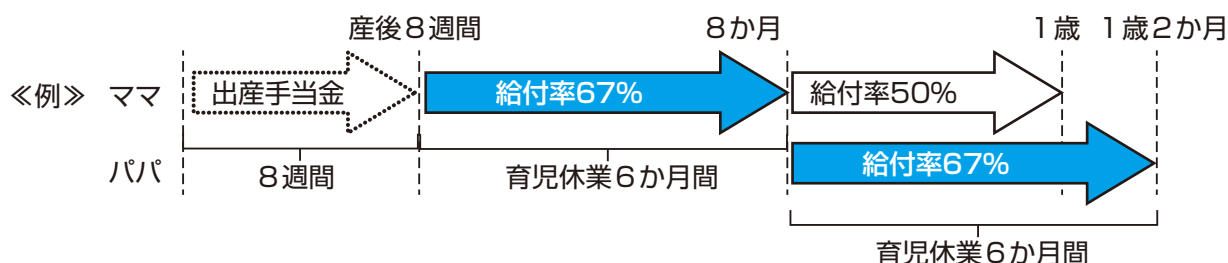


- 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます（パパ・ママ育休プラス）

夫婦ともに育児休業を取得する場合には、育児休業の対象となる子の年齢が1歳に満たない子から1歳2か月に満たない子に延長されます。



育児休業給付については、以下の場合、2人合わせて1歳2か月まで67%給付を受けられます。



育児休業に関するご相談・お問い合わせ

岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

育児・介護休業法の詳細については、

厚生労働省ホームページ「育児・介護」でサイト内検索！！

年末年始労働災害防止決起大会

倉敷支部・水島地区安全衛生協力会連絡協議会

12月17日、ライフパーク倉敷大ホールにおいて、倉敷支部並びに水島地区安全衛生協力会連絡協議会（水安協）による年末年始労働災害防止決起大会が、管内の安全衛生管理者等約200名の参加者を前に開催されました。

まず、嶋田水安協会長（JFEスチール倉敷安全衛生協力会会長）のあいさつ、来賓として倉敷労働基準監督署の諏訪署長からの祝辞に続き、倉敷労働基準監督署高橋安全衛生課長による「年末年始の災害防止」について行政からの指導があり、続いて、岡山産業保健総合支援センター産業保健相談員で労働安全衛生コンサルタントの横溝浩氏から「粉じん用呼吸用保護具の適正な管理と使用に関する研修」がありました。休憩の後、今年は特別活動発表として、レイズネクスト



株式会社水島第2事業所安全グループの柴田一則氏から、JXTGエネルギー株式会社水島製油所A工場の大規模定修における「防災協活動報告」と題した講演をいただきました。最後に、宮田水安協副会長（三菱ケミカル(株)工事安全衛生協力会会長）からの大会宣言案を全員の拍手で採択され、水安協顧問・指導員・幹事全員による安全コールのあと山下水安協副会長（サノヤス水島事業協同組合理事長）の閉会挨拶で幕を閉じました。

会場では、今年度会員から寄せられた水安協好事例・好管理事例のパネル展示と安全衛生保護具・用品等の展示コーナーも設け、充実した大会となりました。

年末年始労働災害防止推進大会

笠岡支部

12月12日、「年末年始労働災害防止推進大会」を笠岡支部にて開催しました。「年末年始無災害運動」は働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動です。今年で49回目を迎えますが、笠岡支部では毎年この年末年始無災害運動の期間中に『年末年始労働災害防止推進大会』を開催しており、事業場と共に「労働災害0」、「交通災害0」を目指し取り組んでいます。今年度の大会は、師走の慌ただしい時期にも関わらず井原・笠岡・浅口の各事業場より58名の方にご参加いただきました。当日は、笠岡労働基準監督署から須々木署長と片島産業安全専門官、笠岡警察署からは交通課の岡崎警部補にお越しいただき、今年度の労働災害・交通災害の発生状況や、年末年始を無災害で過ごす為の注意点等をご指導いただきました。また特別講演では、労働安全衛生コンサルタントの今井秀明氏に『安全について考えること』と題し講演いただきました。参加の皆様は熱心に話を聴かれ、令和の時代となって初めて迎える年末年始を安全健康に皆が過ごせるよう心に誓っていただけたのではないかと思います。



令和元年度 労務管理講習会のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県労働基準協会

検索



当協会では、標記講習会を下記のとおり開催いたしますので、ご都合の良い日程・テーマでご受講ください。
使用者、人事・労務管理担当者をはじめ、多数の方にご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程・テーマ

日 程	時 間	テーマ・講 師
令和2年 2月13日(木) 和気商工会 (和気郡和気町尺所2)	13:10～13:15 13:15～13:45 13:45～14:15 14:30～16:30	挨拶 和気労働基準監督署長 岡 本 敦 子 氏 指導「労働基準法等の改正を踏まえた労務管理について」 監督・安衛課長 遠 藤 英 文 氏 講演「職場のハラスメント防止対策について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官 妹 尾 直 紀 氏 特別講演「人材確保から見た法改正と働き方改革」 社会保険労務士／大河社会保険労務士事務所 大 河 健 二 氏
2月14日(金) JFEスチール(株)広江クラブ (倉敷市広江4-1-1)	13:30～13:35 13:35～14:20 14:20～14:50 15:00～16:30	挨拶 倉敷労働基準監督署長 諏 訪 雅 浩 氏 指導「監督指導結果から見る労務管理上の問題点について」 第一方面主任監督官 山 路 元 博 氏 講演「職場のハラスメント防止対策と非正規社員の不合理な待遇差の禁止について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 厚生労働事務官 山 田 泉 氏 特別講演「労務管理における企業のリスクマネジメントについて」 太陽総合法律事務所 代表弁護士 近 藤 弦之介 氏
2月14日(金) 津山圏域雇用労働センター (津山市山下92-1) ※日程が変更になりました	13:15～ 14:10 14:10～15:00 15:10～16:40	挨拶 津山労働基準監督署長 田 村 明 良 氏 指導「改正労働基準法について」 監督課長 小 林 基 広 氏 講演「職場のハラスメント防止対策と非正規社員の不合理な待遇差の禁止について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 木 畑 文 彦 氏 特別講演「労務管理に活かしたいアンガーマネジメント講座」～イライラの連鎖から笑顔の連鎖へ～ フリーアナウンサー／アンガーマネジメントファシリテーター 中 村 恵 美 氏
2月18日(火) まなび広場にいみ (新見市新見123-2)	13:35～13:40 13:40～14:10 14:10～14:50 15:00～16:30	挨拶 新見労働基準監督署長 貞 宗 恵 治 氏 指導「パートタイム・有期雇用労働法施行に伴う同一労働同一賃金について」 監督・安衛課長 木 村 健太郎 氏 講演「職場のハラスメント防止対策について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 厚生労働事務官 三 宅 雅 洋 氏 特別講演「高齢者雇用のポイントと今後の対応について」 特定社会保険労務士／神田労務コンサルティング 神 田 豪 氏
2月19日(水) 玉野市 総合保健福祉センター (玉野市奥玉1-18-5) ※日程が変更になりました	13:30～ 14:40 14:40～14:50 15:00～16:30	挨拶及び指導 岡山労働基準監督署長 岡 田 康 浩 氏 第一方面主任監督官 三 見 明 弘 氏 広報「玉野市からのご案内」 特別講演「これからの時代を生き抜く」 ～失敗から成功への労務管理、人が集まる組織にするには～ 株式会社荒木組 代表取締役 荒 木 雷 太 氏
2月21日(金) 岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田 2315-4)	13:30～ 14:30 14:30～15:00 15:10～16:40	挨拶及び指導 岡山労働基準監督署長 岡 田 康 浩 氏 第一方面主任監督官 三 見 明 弘 氏 講演「職場のハラスメント防止対策について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官 妹 尾 直 紀 氏 特別講演「中小企業に役立つ！ 残業の上限規制と同一労働同一賃金への対策」 社会保険労務士／あきた労務管理事務所 穂 田 恒 夫 氏
2月27日(木) 笠岡市民会館 (笠岡市六番町1-10) ※日程が変更になりました	13:30～13:40 13:40～14:30 14:30～15:00 15:10～16:40	挨拶 笠岡労働基準監督署長 須々木 竜 紀 氏 指導「働き方改革関連法について」 監督・安衛課長 景 山 恒 平 氏 講演「職場のハラスメント防止対策について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 室長補佐 岡 田 節 子 氏 特別講演「ハラスメント問題への実務対応」 特定社会保険労務士／山陽経営管理事務所 富 永 優 子 氏

- 2. 受講料** 会 員 4,400円（消費税、資料代込）
非会員 8,800円（消費税、資料代込）

- 3. 申込方法** ①インターネット申込
当協会ホームページからお申込ください。
会員IDをお持ちでない場合は、TEL（086）225-3571へご連絡ください。
- ②窓口・FAX申込
受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

岡山県労働基準協会

検索



<振込先>中国銀行富田町支店 普通 1613381
一般社団法人岡山県労働基準協会

- 4. その他** 受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
キャンセルの場合、講習会前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,000円と振込手数料及びそれに係る消費税を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習会当日に欠席の場合は受講料の返金はいたしません。

- 5. 申込先** 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支部名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
岡山支部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086) 221-2160	(086) 227-1047
倉敷支部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086) 422-6230	(086) 426-6521
玉野支部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863) 21-2349	(0863) 21-3334
児島支部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086) 473-1811	(086) 473-1870
津山支部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868) 22-5454	(0868) 25-2260
笠岡支部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865) 63-3718	(0865) 63-3735
和気支部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869) 92-0876	(0869) 92-0899
新見支部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867) 72-0338	(0867) 72-0317
安全衛生会館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086) 282-6532	(086) 282-6506

《様式》

*7010

労務管理講習会（ 2 月 日 支部）受講申込書

※受付	氏 名（フリガナ）		生 年 月 日	
	()		S・H 年 月 日	
	()		S・H 年 月 日	
	()		S・H 年 月 日	
事業所名			支払方法	受講料__名分____円 を____月____日に ①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会 ②窓口を持参 ※講習当日はご遠慮ください※
所在地	〒 ー 都道 市 郡 区			
ご担当者職氏名				
ご連絡先	TEL () ー FAX () ー メール			

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

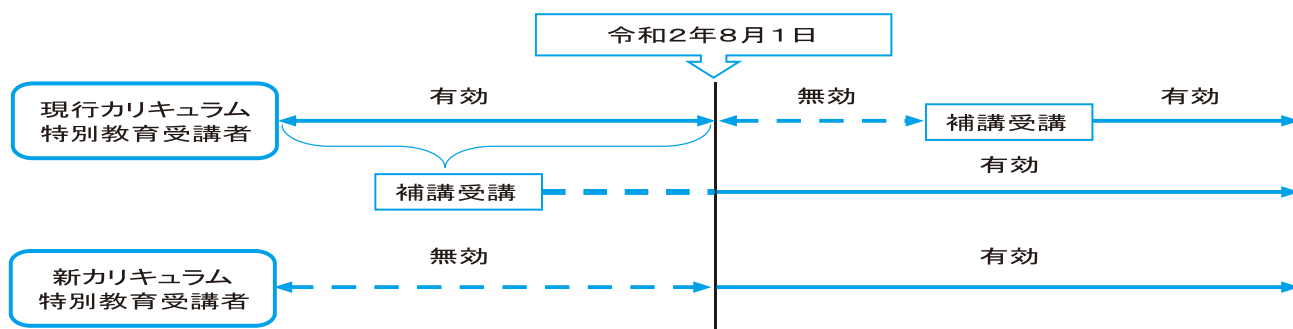
伐木等の業務(大径木)特別教育修了者を対象とした補講

補講について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示がそれぞれ公布等され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日から施行または適用されます。そのため、**現行の伐木等の業務に係る特別教育は、令和2年7月末日まで有効ですが、8月1日以降は無効となり、新たに適用されるカリキュラムによる特別教育が有効**となります。今回、経過措置として、施行通達に基づく補講を受講することにより、新たに適用されるカリキュラムによる特別教育の一部を省略することができ、令和2年8月1日または補講受講後のいずれか遅い方の日付以降に伐木等の業務に就くことができます。このため、現行の伐木等業務の特別教育修了者(※1)を新たに適用されるカリキュラムによる特別教育修了者と認めるための補講を開催いたします。

※1 林材防岡山県支部及び岡山県労働基準協会が現行の労働安全衛生規則第36条第8号の特別教育(チェーンソーに関する教育を含む)を修了された方

※2 令和2年8月1日以降の補講については、令和3年2月末日まで当協会で開催いたしますが、その後については現行カリキュラムの修了者であっても、新カリキュラムでのご受講となります。



日程等

新見会場：岡山県労働基準協会新見支部（新見市新見811-1）

① 令和 2年 2月 6日（木）	
------------------	--

津山会場：津山圏域雇用労働センター（津山市山下92-1）

① 令和 2年 2月20日（木）	② 令和 2年 3月17日（火）
------------------	------------------

受講料等

- 会 員（林材防岡山県支部または岡山県労働基準協会）
受講料3,300円（税込） テキスト1,100円（税込） 計4,400円（税込）
- その他
受講料4,950円（税込） テキスト1,100円（税込） 計6,050円（税込）



申込方法

○窓口・FAX申込

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、岡山県労働基準協会各支部へお申し込みください。

※受講申込書については、当協会ホームページをご覧ください。各支部へお問い合わせください。

○その他

受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

キャンセルの場合、講習前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,000円＋振込手数料及びそれに係る消費税を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習当日に欠席の場合は受講料の返金はいたしません。

お問い合わせ先：岡山県労働基準協会 講習担当 TEL 086-221-2160

第25回産業医・労働衛生管理従事者交流集会のご案内

主催 岡山県労働衛生管理従事者交流会・岡山県医師会

1. 日 時 令和2年2月6日(木) 13:30~16:00
2. 会 場 アークホテル岡山(岡山市北区下石井2-6-1)
3. 参加費 無 料
4. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、申込先までFAXをお送りください。

時 間	テ ー マ	講 師 等
13:30~13:35	開会あいさつ	岡山県医師会 会長 松山正春氏
13:35~14:15	指導「労働衛生に関する動きについて」	岡山労働局 労働基準部 健康安全課長 島村 明氏
14:25~15:55	講演「改正労働安全衛生法における産業医と衛生管理者等の活動について」	旭化成株式会社水島製造所 環境安全部 健康管理センター 産業医 伊藤 森氏
15:55~16:00	閉会あいさつ	一般社団法人岡山県労働基準協会 専務理事 井上文雄氏

《様式》 岡山県労働衛生管理従事者交流会入会 兼 交流集会参加申込書

フリガナ			
氏 名			
事業場名			
所在地	〒 -		
連絡先	TEL () -	FAX () -	
所持資格等	衛生管理者・安全衛生/衛生推進者・その他 ()		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は当協会が責任をもって保管・管理し、本会の活動のためにのみ使用します。

《申込先》FAX (086) 227-1047

安全衛生相談のご利用を!

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県下の労働災害は、2019年は、2018年と比べ減少していますが、依然として多く発生しています。また、労働安全衛生法が改正され、労働者の健康管理が強化されました。労働災害を防止するためや労働者の健康確保を行うことは、事業者にとっては重要なことです。

- 長時間労働による健康障害の防止は?
- 化学物質に対する労働安全衛生法上の義務がどうなっているのか?
- 安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者等の選任は必要か?
- 労働安全衛生法では、どのような業務に資格が必要なのか?
- 安全衛生教育をどうすればよいのか?
- 定期自主検査は、どのような機械設備について義務付けられているのか?
- 労働災害の再発防止対策は?
- 労働基準監督署への提出書類の書き方は?

など、職場の安全と健康に関する疑問・質問・悩みをお持ちの方が多くおられると思います。これらの相談をお受けします。お気軽にご利用ください。

相談窓口

毎週火曜日と木曜日 10時から16時(12時から13時を除く) 電話(086)225-4538

(この相談事業は、岡山県労働基準協会が中央労働災害防止協会の委託を受けて行っているものです。)

		
 株式会社セラテクノ備前工場 常務取締役工場長 有馬 慎弥 〒705-0033 岡山県備前市穂浪2835-7 電話(0869)67-0011	 サノヨフズ 代表取締役社長 佐々木 正信 笠岡工場 〒714-0006 岡山県笠岡市みの越13番 TEL(0865)62-6111(代) FAX(0865)62-6600 http://www.sanyofods.jp/	富士ベークライトグループ 富士ベークライト株式会社 岡山県小田郡矢掛町小田六五〇〇 菱陽電機株式会社 岡山県小田郡矢掛町小田六八二二
 品川リフラクトリーズ株式会社 SHINAGAWA REFRACTORIES CO., LTD. 西日本工場 〒705-8615 岡山県備前市東片上88	「おいしい！」をキチンと 株式会社 サンラヴィアン 〒719-0302 岡山県浅口郡里庄町新庄3920 Tel 0865-64-4771 Fax 0865-64-5163 http://www.sunlavieen.co.jp	
 エレクトロニクスで 社会に貢献する ローム・ワコー株式会社 代表取締役社長 吉岡 浩文	 坂本産業株式会社 代表取締役 坂本修三 〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1 TEL(0865) 65-0311(代) FAX(0865) 65-0460	片山工業株式会社 代表取締役 片山 昌之 井原市西江原町一〇〇五〇一 ☎(〇八六六)六二一〇八〇(代) FAX(〇八六六)六二一〇八四
 ヒルタ工業株式会社 代表取締役社長 晝田 眞三 代表取締役社長 晝田 哲士 笠岡(本社)工場 〒714-0062 岡山県笠岡市茂平1410 TEL (0865)66-3700(代) FAX(0865)66-2888 http://www.hiruta-kogyo.co.jp	限りない未来の創造へ  シャ-ツ タカヤ電子工業株式会社 〒719-0301 岡山県浅口郡里庄町里見3121-1 電話(0865)64-4131(代) http://www.s-takaya.co.jp/	
おいしさの未来を、広げます。  シーピー化成株式会社 代表取締役社長 三宅 慎太郎 井原市東江原町1516 TEL(0866)62-0095(代) URL http://www.cpkasei.co.jp		 笠岡信用組合 いつも地域と共に 「かさしん」は皆様のコミュニティーバンクです 本店／笠岡市笠岡2388-40 TEL(0865)62-3100 http://www.kasaoka.shinkumi.jp 支店／金浦 東 本町 鴨方 井原 里庄 寄島 井原東 岡山 倉敷 玉島 中庄 矢掛 岡山南 福山
 自然をいたわり 澄みきった 水と空気を守る 工業用ろ布製造 岡山中尾フィルター工業株式会社 本社工場： 〒714-1222 小田郡矢掛町西川面 433 TEL 0866-82-1190 FAX 0866-82-0745	タカヤ株式会社 井原市井原町661-1 電話(0866)62-2015(代) http://www.takaya.co.jp/	津山ガス株式会社 取締役社長 荻田 善嗣 岡山県津山市林田町92 ☎(0868)22-7211
	 フェニテックセミコンダクター株式会社 代表取締役社長 谷 英昭 〒715-8602 岡山県井原市木之子町150番地 TEL (0866) 62-4121 FAX (0866) 63-2866 http://www.phenitec.co.jp/	 SUEMOKKO 株式会社 すえ木工 代表取締役会長 須江 英典 家具事業部・R・I・M事業部 津山市八出 244-1/TEL 0868-23-4481

	
院庄林業株式会社 TEL 岡山県津山市二宮二十二の二 〇八六八―二八―二二一	玉野ゴルフ倶楽部 玉野市宇野六丁目一―一 (〇八六三) 三二―三六三六
内海観光開発株式会社	MITSUI E&S 株式会社三井E&Sビジネスサービス 代表取締役社長 塩見 裕一 〒706-8651 岡山県玉野市玉3丁目1番1号 電話 (0863)23-2010
ナйкаイ塩業株式会社 代表取締役社長 野崎 泰彦 本社 岡山県倉敷市児島味野 一―十一―十九 電話 〇八六(四七二)二〇〇二 本社工場 岡山県玉野市胸上二七二一 電話 〇八六三(四一)一五〇一 FAX 〇八六三(四一)一五〇六	MITSUI E&S 株式会社三井E&Sマシナリー 執行役員工場長 堤 広行 〒706-8651 岡山県玉野市玉3丁目1番1号 電話 (0863)23-2500
 株式会社 トンボ  こちよさを、ひとつずつ TOMBOW	
～つながる笑顔～ 暮らし&働きをサポートします  株式会社MESファシリティーズ 代表取締役社長 中谷 勤 西日本事業部 TEL(0863)31-3366(代) 玉野市玉2-11-1 FAX(0863)32-4466 営業種目 損害保険・生命保険・がん保険代理店、旅行代理店、警備保障・防災設備点検、自動車整備・販売、石油製品販売、トレーラホテル、自動車教習所、宅地建物取引・住宅リフォーム、駐車場賃貸、各種弁当・会席料理、各種印刷、デジタル入出力サービス	
MITSUI E&S Mitsui E&S Shipbuilding Co., Ltd. Strong Will towards Future 進め、その先へ 〒706-8651 岡山県玉野市玉3-1-1 三井E&S造船株式会社	三井造船特機エンジニアリング株式会社 マリン・メンテ事業部 取締役事業部長 横田 盛男 〒706-8651 岡山県玉野市玉3丁目1番1号 TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612
武田育男税理士事務所 岡山市北区東島田町1丁目2-5 Tel. (086) 231-1227	

	
地下に眠る銅資源を 社会に役立つ産業素材に… 銅のメインサプライヤーとして PPCは社会の発展に貢献します。 	パンパシフィック・カッパー(株) 日比製煉所 所 長 老 田 正 道 〒706-8511 岡山県玉野市日比6丁目1番1号 TEL (0863)81-3191
NAKASHIMA We Go Beyond ナカシマフロンティア 株式会社 本社/〒709-0625 岡山市東区上道北方 688-1 TEL (086) 279-5111 FAX (086) 279-3107	
 Metaltech 株式会社 メタルテック 岡山事業所 〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910 Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787	
弁護士法人 太陽綜合法律事務所 (岡山弁護士会所属) 岡山県労働基準協会顧問弁護士 弁護士 近藤 弦之介 弁護士 藤原 健補 弁護士 馬場 幸三 弁護士 谷口 幸子 弁護士 山本 愛子 弁護士 山下 綾子 弁護士 川端 美智子 弁護士 石田 衣夢 弁護士 青鹿 義介 弁護士 岡田 湧弘 客員弁護士 石 島 〒700-0901 岡山市北区本町6番36号 第一セントラルビル2階 TEL (086) 224-8338 (代) FAX (086) 224-7555	 一井工業株式会社 本社 岡山市南区山田二丁目二番二 事業所 総社工場 〇八六二八二一〇二 九州工場 (福岡県鞍手郡) 社代表取締役 井川 秀樹 URL: http://www.ichi-ind.com
技術と信用  大本組 OHMOTO [本店] 700-8550 岡山県岡山市北区内山下1丁目1番13号 TEL 086-225-5131 [本社] 107-8514 東京都港区南青山5丁目9番15号 TEL 03-6752-7007 青山 OHMOTO ビル	
法人インターネットバンキングサービス ちゅうぎん Biz-Direct 1. 操作が簡単 専用端末の導入やFBソフトのインストールは不要です。 2. セキュリティ万全 最新の暗号化技術を使用しています。ログオン方式は、「ID/パスワード方式」または「電子証明書方式」のいずれか一方を選択でき、ワンタイムパスワードによる認証をおこないます。 サービス内容・手数料など詳しくは 中国銀行の窓口またはホームページで	■公園・環境エクステリア製品 ■住宅・産業用資材 ■木材防腐資材 ■プレカット  さんもく工業株式会社 代表取締役 田中 信行 〒702-8045 岡山市南区海岸通2丁目6番3号 TEL 086-262-0137 FAX 086-262-0130
 中国銀行 (令和元年12月1日現在)	TAZMO タツモ株式会社 代表取締役 池田 俊夫 岡山市北区芳賀5311 TEL (086) 239-5000 (代表)
 職場の衛生管理でお困りの際には (一社)岡山県労働基準協会 労働衛生センター にご相談ください! 当センターは「労働衛生サービス機能評価」認定を受けた 職場の衛生管理の専門家集団です。 一般社団法人岡山県労働基準協会 労働衛生センター TEL (086) 281-4500 岡山市南区山田2315-4 (岡山県安全衛生会館内) 	あなたの心で運ぶハート引越便  オカケン 岡山県貨物運送株式会社 代表取締役社長 遠藤 俊夫 〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号 TEL (086) 252-2111 (代) ホームページ http://www.okaken.co.jp
	

林業における労働災害の増加

林業における令和元年11月末現在の災害（休業4日以上）は30件と前年同期より+3件（11%増加）となっています。その内死亡災害は1件発生しています。

*事例① 切れこすれ、経験12年、休業1月

斜面でチェーンソーの背面で枝払い中、キックバックが起きてチェーンソーの先が足首に当たり負傷した。

*事例② 激突され、経験10年、休業3月

フェラバンチャーで丸太を掴み移動しようとした際、前を歩いていた労働者に当たり負傷した。

*事例③ 飛来落下、経験2年、休業2月

間伐作業で伐倒作業中、伐倒方向に倒れ、退避したが上空から折れた枯れ枝が落下して負傷した。



【参考】伐木作業等の安全対策の規制が変わっています。(令和元年8月1日施行)

- ①チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の統合(令和2年8月1日施行)
- ②伐木作業等における危険の防止(労働安全衛生規則の改正)
 - ・受け口を作るべき立木の胸高直径40cm以上から**20cm以上に拡大**する。
 - ・かかり木の速やかな処理を義務付け、かかり木処理における禁止事項を規定する。
 - ・立木の高さの2倍に相当する距離の半径内側に伐倒作業従事者以外の者は立入禁止とする。
 - ・チェーンソーで伐倒作業等を行う時は、下肢の切創防止用保護衣を着用させる。

※伐木等の業務に関する特別教育の講習案内は、10ページをご覧ください。

2019年死亡災害発生状況

岡山労働局
(2019年11月末現在)

番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
9	新聞販売業	令和元年11月	5時台	交通事故(道路)	バイク	原付バイクで新聞配達中、路上電柱に衝突したもの。	
10	その他の建築工事業	令和元年11月	11時台	飛来、落下	荷姿の物	鉄骨で骨状態に組んだ長さ11mの台座の中央に0.8m×7mの壁材(薄鋼板)を18枚束ねて載せて、クローラークレーンで台座を垂直に立てたところ、立ち上がった台座から壁材が倒れて落下し、その下敷きになったもの。	
11	その他の小売業	令和元年11月	17時台	転倒	作業床	配送担当の被災者が倉庫のシャッターを閉めに行ったが、戻ってこない様子を見に行ったところ、座り込んでいた被災者を発見したもの。	
12	その他の土木工事業	令和元年11月	9時台	交通事故(道路)	トラック	高速道下り線片側2車線のうち、1車線(追越車線)を規制し、植栽・ガードレールのメンテナンス作業を行っていたところ、カラーコーンで区切られた規制範囲内に進入したトラックに被災者がはねられたもの。	

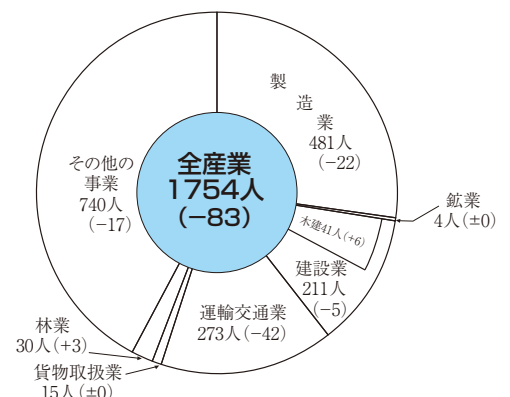
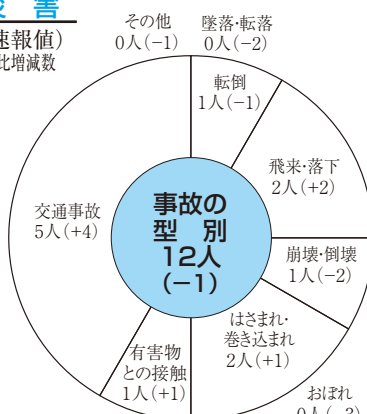
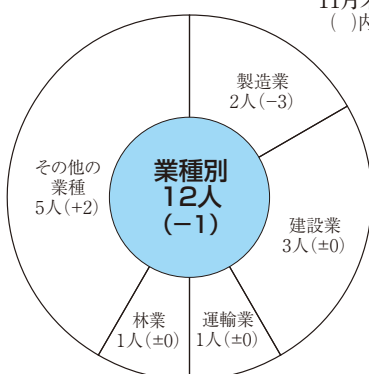
2019年労働災害発生状況

死亡災害

11月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数

死傷災害

(休業4日以上)の死傷災害
11月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数



中小企業無災害記録証が授与されました!!

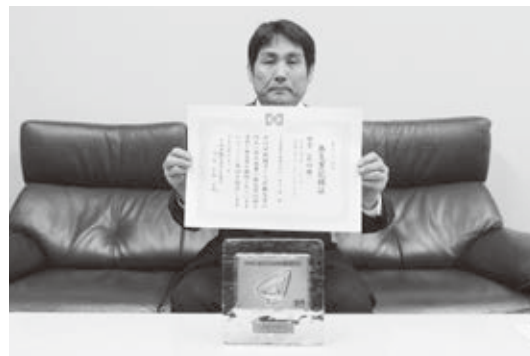
昭和二十六年十一月八日 第三種郵便物認可
令和二年一月十五日（毎月一回十五日発行）

日本特殊炉材株式会社岡山工場 (玉野市築港5-4-1)

同社では、平成20年12月11日から無災害を継続し、平成30年3月5日に記録（**第四種・銀賞・2,250日**）を見事達成し、本年9月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、10月1日付けでその交付が決定し、12月6日に記録証の伝達式が行われました。

伝達式では、同社取締役 安江 基晴 工場長に記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種は窯業・土石製品製造業、次回の「第五種・金賞・3,400日」も達成されますことを祈念いたします。



安江工場長

◆代表者からのメッセージ

この度は無災害記録2,250日を達成し第四種（銀賞）の無災害記録証を授与いただきました。関係先の皆様に御礼申し上げます。

受賞対象となりました岡山工場は、当社の各工場の安全推進の基幹工場として耐火物製造を担っておりま
す。工場全員が無災害継続を目指して目標設定し、月次安全会議や安全パトロールによる取り組みの結果によ
るものと感謝しております。当社の年間目標の一つに「整理・整頓・清潔、会話が快適職場」を掲げておりま
す。会話を通じて意見を吸い上げ労使ともに協調して安全確立を一層進めてまいります。

日本特殊炉材株式会社 代表取締役社長 中島 潤

労働安全衛生関係 免許試験日程

2020年2月から4月までの間に
当センターで実施する学科試験
の日程は、右記のとおりです。

また、受験資格等については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 広島県福山市新湊町2-29-36

☎084-954-4661に照会して下さい。

インターネットアドレス

<https://www.chushi.exam.or.jp/>

試 験 の 種 類 ★には、更に実技試験があります。		2020年		
		2月	3月	4月
特 級 ボ イ ラ ー 技 士				
一 級 ボ イ ラ ー 技 士		14		
二 級 ボ イ ラ ー 技 士		19	4	14
★特 別 ボ イ ラ ー 溶 接 士				
★普 通 ボ イ ラ ー 溶 接 士				
ボ イ ラ ー 整 備 士		21		
★ クレーン・ デリック 運 転 士	限 定 な し	20	12	7
	クレーン限定	6・20	12	7
	床上運転式限定			7
限定免許解除試験				
★移動式クレーン運転士			3	22
★揚 貨 装 置 運 転 士				17
発 破 技 士				
ガ ス 溶 接 作 業 主 任 者				
林 業 架 線 作 業 主 任 者				
第 一 種 衛 生 管 理 者		4・18	7・18	21
第 二 種 衛 生 管 理 者		4・18	7・18	21
高 圧 室 内 作 業 主 任 者				
エ ッ ク ス 線 作 業 主 任 者			5	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				
潜 水 士		7		3

[illegible]